

地域で津波に備える 地区防災計画策定検討委員会

「東日本大震災を経験しての 地区防災計画の見直し」

2018年6月11日

岩手県大槌町 安渡町内会

会長 佐々木 慶一

大槌町安渡地区の位置と 東日本大震災による 津波浸水範囲



(出典) 左地図: 国土地理院(23年5月31日)、上地図: グーグル。

N 29 19:49.23 E 141 58:28.56

3.11の津波が安渡地区を襲う瞬間



(撮影)大槌町安渡一丁目、佐々木美代子氏、2011年3月11日。

東日本大震災による安渡地区の被害

➤ 安渡地区における3.11による死亡者数:218人

(これは町全体の死亡者数の28%を占める)。

➤ 安渡地区の死亡率 (人口1,943人に占める死亡者数の割合) : 11%

地区名	人口	世帯数	死亡者数	行方不明者数
大槌町全体	15,994	6,348	797	437
安渡地区	1,943	824	218	

(出典)第2回安渡町内会防災計画づくり検討会(2012年7月29日)での配布資料を一部修正。

地区防災計画策定等の取組

「安渡町内会防災計画づくり検討会」の取組

- **3.11での災害対応の検証**
(避難行動・避難生活等の各種調査、要因分析)
- **3.11後の災害対応のルールと事前対策の検討**
(「安渡地区津波防災計画」、「合同防災訓練」、町との懇談会など)
- **その他** (アーカイブスなど)

(防災都市計画研究所を中心とし、各大学の支援あり)

浮かび上がった問題・課題

➤ 避難行動による被災者

①避難後、低地に戻った犠牲者

②車避難で助かった人、犠牲になった人

③逃げようとしなかった人、逃げるできなかった人

➤ 避難訓練と被災者

①決まった時間に、決まった場所に逃げるだけの避難訓練

②避難誘導班の犠牲者

➤ コミュニティと被災者

①消防隊員、民生委員の犠牲者

避難行動のルール

＜災害時要援護者支援＞

町内会は、**要援護者支援に関わる基本任務（率先避難、声かけ、避難所運営等）**と、それを超えて対応する場合に備えるべき**条件**を考えること。

■ 要援護者支援に関わる条件（例示）

- 支援の時間を限定する（地震後15分以内を目安）
- 支援の内容を限定する（安全な避難場所に向かって、率先避難、声かけ、避難所運営等）
- それ以上の支援は、自己責任で行うものとし、町内会の任務としない

要援護者の家族は、必要な移動手段の準備や避難訓練への参加などの**一定の自助**を行うこと。

「合同防災訓練」による検証

「安渡町内会・大槌町合同防災訓練」の概要

(1)日時

○毎年3月11日の前の日曜日

- ・13時～14時20分: **実働訓練**
- ・14時30分～15時: **追悼式**
- ・15時～16時30分: **検証会議**



(2)訓練種目

- ・津波避難訓練、情報収集・伝達訓練、本部設置(移設)訓練、**要援護者避難支援訓練**、要救助者救出・搬送訓練、消防訓練、交通統制訓練、、、など
- ・合同防災訓練の検証会議(シナリオの実効性・妥当性の検証等)。

要援護者避難支援は、「率先避難、声かけ」が原則。地震後**15分以内**で、自宅から避難場所までの経路上で、自助で玄関先まで来ていれば、「同伴避難」、「車避難」等ができる。＜**ギリギリの共助**

避難訓練開始場所は、各家庭からではなく低地に集合してから
(訓練の目的・内容を説明してから)



「やってはいけない」
ことを訓練で

地震直後、やるべきこ
とを3つ書く訓練

(自分がやるであろうと
思うことを3つ書く訓練)



折りたたみ式リアカー
使用訓練

要援護者避難 支援訓練の状況②



C3b こすばる老人を説得して[戻り]を抑止

「やってはいけない」
ことを訓練で



C4 玄関前
から車イス
で搬送

C3a こす
ばる老人
を説得して
避難支援



「やってはいけない」
ことを訓練で